



組合員だけが加入できる 自主運営の公的医療保険! 保健事業も充実 (令和5年4月1日~令和6年3月31日)

任意
加入

建設国保は、
建設業に従事するあなたの健康保険です。
あなたや家族が病気やケガの時、
「建設国保」は頼りになります。
またみんなの健康づくりを応援し、
いろいろな保健事業も行っています。
保険料は就労形態や年齢による定額制であり、
その他の詳細については、
最寄りの組合窓口にお問い合わせください。



1. 医療保険料／月額保険料(1歳～74歳) ※家族1人あたり保険料(5人まで賦課)2,400円 ※未就学児は1,400円

区分	第1種(事業主・一人親方)	第2種(35歳以上)	第3種(25歳～34歳)	第4種(20歳～24歳)	第5種(20歳未満)
本人(組合員)のみ	17,600円	14,400円	11,600円	8,000円	6,100円
本人と家族1人	20,000円	16,800円	14,000円	10,400円	8,500円
本人と家族2人	22,400円	19,200円	16,400円	12,800円	10,900円
本人と家族3人	24,800円	21,600円	18,800円	15,200円	13,300円
本人と家族4人	27,200円	24,000円	21,200円	17,600円	15,700円
本人と家族5人	29,600円	26,400円	23,600円	20,000円	18,100円

※上記は家族1人あたり2,400円で計算した場合の医療保険料額となります。

2. 後期高齢者支援金分保険料
／月額保険料(1歳～74歳)

※1歳未満の家族は減免

1人あたり(5人まで賦課)
2,600円

3. 介護保険料
／月額保険料(40歳～64歳)

1人あたり
3,500円

●お医者さんにかかる時の自己負担割合

未就学児
2割自己負担

小学生～69歳の人
3割自己負担

70歳以上の人
2割自己負担
※現役並の所得者的人は3割自己負担

●女性組合員が出産して休業した時、1日3,000円、最大57日間の出産手当金を支給。

●葬祭費は組合員 50,000円、家族 30,000円

建設国保組合の給付の一覧表

(令和5年4月1日現在)

保険給付の種類	給付の条件	給付額		給付期間
		組合員	家族	
療養の給付(※1)	病気やケガ(業務外)の時に、保険医療機関に被保険者証を提示し、治療を受けた時	治療費の7割(未就学児8割)		全疾病について全治するまで
療養費(※1)	○緊急やむを得ず被保険者証の提示ができず、医師等に治療を受けた費用について組合が認めた時 ○医師が治療上必要と認めた装具類を購入した時 ○海外で保険診療の対象となる治療を受けた時	国民健康保険で認める範囲内で算定した治療費の7割(未就学児8割)		国民健康保険で認める範囲内で算定した治療費の7割(未就学児8割)
移送費	保険医の指示による場合など、一時的・緊急的に必要性があつて移送された車代を支払った時	最も経済的な通常の経路、方法により移送された場合の旅費にもとづき算定した額の範囲での実費		以下のおよび自己負担限度額を超えた額(70歳未満の場合) 上位① 252,600円(総医療費 - 842,000) × 0.01円 上位② 167,400円(総医療費 - 558,000) × 0.01円 一般① 80,100円(総医療費 - 267,000) × 0.01円 一般② 57,600円 非課税 35,400円 (70歳以上の前期高齢者の限度額については「高齢受給者証」交付時に渡されるチラシを参考してください)
高額療養費(※2)	同一月に保険医療機関別で、入院・通院別に保険給付の対象となる治療費の負担額が自己負担限度額を超えた時(70歳以上の前期高齢者については、同一月にかかった医療機関への支払いを全て合算した額が自己負担限度額を超えた時)	以下の自己負担限度額を超えた額(70歳未満の場合) 上位① 252,600円(総医療費 - 842,000) × 0.01円 上位② 167,400円(総医療費 - 558,000) × 0.01円 一般① 80,100円(総医療費 - 267,000) × 0.01円 一般② 57,600円 非課税 35,400円 (70歳以上の前期高齢者の限度額については「高齢受給者証」交付時に渡されるチラシを参考してください)		通院のみの場合最高42日間 入院を含む場合最高57日間
傷病手当金	病気やケガ(業務外)のため、入院又は入院に準する重篤な疾患により治療を受け、その療養のため働くことができず仕事を休んだ時	労務不能と認められた日から4日目より 日額3,000円		通院のみの場合最高42日間 入院を含む場合最高57日間
特別傷病手当(※3)	被用者である被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状があり感染が疑われるににより、その療養のため働くことができず仕事を休んだとき	直近の継続した3ヶ月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×3分の2×日数(※) ※労務不能と認められた日から4日目より、労務に服することができなかった期間のうち、労務出来なかった日数(往復距離には上限があります)		—
出産手当金	女性組合員が出産のため働くことができず仕事を休んだ時	日額3,000円		最高57日間 (出産前15日 出産以後42日)
出産育児一時金(※4)	女性組合員又は家族が出産した時 ※妊娠4か月(85日)を超える流産・死産を含む	子ども1人につき488,000円(産科医療補償制度加入機関で出産の場合500,000円)		出産のつど
葬祭費	被保険者の葬祭を行った時	50,000円	30,000円	葬祭のつど
入院時食事療養費差額(※5)	70歳未満の被保険者のうち低所得者・ 70歳以上の被保険者のうち低所得Ⅱの人が入院した時 70歳以上の被保険者のうち低所得Ⅰの人が入院した時	過去1年間の入院90日まで 250円/1食 入院91日より 300円/1食 360円/1食		入院期間中

(※1) 70歳以上の方は、組合員・家族とも所得に応じて現役並み所得の方は3割、その他の方については、2割負担になります。
(※2) 「限度額適用認定証」を医療機関に提出することにより、窓口での支払いが自己負担限度額まで済みます。手続き等、詳しくは所属の地域連合までお問い合わせください。(マイナンバーカードを利用できる医療機関、薬局等では、ご本人が情報提供に同意された場合「限度額認定証」の提示がなくても限度額を超える支払いはありません)
(※3) 適用期間は令和5年5月7日までとなります。
(※4) 出産育児一時金については、分娩される医療機関等と直接支払制度に係る代理契約を締結する事により、建設国保が直接医療機関等に支払うことになりますが、分娩費用との差額がある場合及び事情により直接支払制度を利用しない場合は建設国保より支給します。
(※5) 低所得者の方が入院時食事療養費の減額認定を受けるためには手続き等が必要となりますので、詳しくは所属の地域連合までお問い合わせください。また、70歳以上の方で療養病床に入院される方は、生活療養についての差額支給もあります。

建設国保の貸付事業

(1) 高額療養費

(2) 出産育児一時金について、事前に給付予定額の8割を無利息で貸し付ける制度を実施しています。

建設国保の保健事業

事業の内容		対象者
人間ドック	検診料の8割相当額 オプション検査については5,000円までを上限として補助(超えた場合の差額は全額自己負担)	被保険者である組合員及び配偶者
脳ドック	検診料の8割相当額	被保険者である組合員及び配偶者
PET-CTがんドック検診	一律40,200円を補助(差額については受診者が窓口にて支払い)	被保険者である組合員及び配偶者
がん検診	本人負担額全額を補助(地方自治体が行うがん検診)	被保険者である組合員及び配偶者
歯科健診	健診料3,300円全額を補助	被保険者全員
肺ガン(アスベスト)検診	肺ヘリカルCT検診料金のうち自己負担2,000円を超えた金額について補助	被保険者である組合員及び配偶者
インフルエンザ予防接種	接種費用の個人負担額を補助(1,500円を限度)	・接種時点で1歳以上から中学入学前の被保険者 ・接種日時点で65歳以上75歳未満の被保険者
契約保養所の利用	組合員2,000円 家族1人につき2,000円を補助	被保険者全員(0歳児は対象外)
特定健康診査・保健指導	地域連合主催のものに限る(自己負担なし)	40～74歳の被保険者全員
その他各種事業	節目がん検診・家庭救急常備薬配布・産後就労助成金・健康づくりビンゴ・育児雑誌の配布・ビデオソフトの貸出など	

加入対象

■広島県建設労働組合の組合員であること。

■土木建築業の仕事に従事し、一人親方又は従業員が5人未満の個人事業所の事業主とその従業員。

■建設国保の組合員が営む事業所で、すでに健康保険適用除外の承認を受けた事業所に新たに使用されることとなった者。

加入に必要なもの

■印鑑 ■被保険者となる方全員の個人番号が確認できるもの ■職種を証明するもの

■組合員となる方の身元が確認できるもの

■外国人の方は、国籍・在留資格・在留期間等について記載のある証明書

※上記以外に別途確認書類を求める場合があります